

令和4年（2022年）三条市議会第2回臨時会提出議案概要

議第 1 号 監査委員の選任について

（後日送付）

報第 1 号 専決処分報告について

（三条市税条例等の一部改正について）

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本市においてもこれに準じ、必要な改正を行ったもの

【改正した条例】

三条市税条例
三条市都市計画税条例

【改正の内容】

- 1 三条市税条例の一部改正
 - (1) 公益法人制度改革の経過措置として寄附金税額控除の対象に含めていた法人について、経過措置が終了したことに伴う規定の整備
 - (2) 特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準について、最初の3年間課税標準となるべき価格に4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を設ける地方税法の改正が行われたことに伴い、当該割合を4分の3とする規定の整備
 - (3) 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、適用対象となる工事費等の要件を見直し、適用期限を2年延長する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
 - (4) 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度限りの措置として、商業地等の同年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額とする地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
 - (5) 地方税法の条項ずれに伴う必要な規定の整理
- 2 三条市都市計画税条例の一部改正

- (1) 特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る都市計画税の課税標準について、最初の3年間課税標準となるべき価格に4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を設ける地方税法の改正が行われたことに伴い、当該割合を4分の3とする規定の整備
- (2) 土地に係る都市計画税の負担調整措置について、令和4年度限りの措置として、商業地等の同年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額とする地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (3) 地方税法の条項ずれ等に伴う必要な規定の整理

専決処分日 令和4年3月31日
施行期日 令和4年4月1日

報第 2 号 専決処分報告について

（三条市国民健康保険税条例の一部改正について）

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本市においてもこれに準じ、必要な改正を行ったもの

【改正の内容】

- 1 国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円に引き上げる。
- 2 その他必要な規定の整理

専決処分日 令和4年3月31日
施行期日 令和4年4月1日

報第 3 号 専決処分報告について

（令和3年度三条市一般会計補正予算）

補正額 153,794千円
補正後の額 58,486,222千円
専決処分日 令和4年3月31日

◎ 法令及び条例に基づく報告事項

- 1 議会の委任による専決処分の報告について
- 2 私債権の放棄の報告について

令和3年度補正予算の概要（令和4年3月31日専決処分）

1 概要

今回の補正予算は、寄附採納に伴う財政調整基金等への積立てなどについて、必要な予算措置を行った。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

補正前の額：58,332,428千円	補正額：153,794千円	計：58,486,222千円
--------------------	---------------	----------------

歳入の補正		歳出の補正	
財産収入	200	総務費	152,794
寄附金	153,609	教育費	1,000
繰入金	△15		
計	153,794	計	153,794

(2) 補正予算の事業

① 財政調整基金費（財務課） 152,794千円

【事業内容】

ふるさと三条応援寄附金、運用利子の積立てのほか、防犯事業寄附金及び公園施設整備寄附金を受け、それぞれ令和4年度の防犯カメラの設置、公園施設の整備に充てるため、財政調整基金に積み立てる。

【補正の内訳】

財政調整基金積立金 152,794千円

② 〔事務局費〕一般経費（教育総務課） 1,000千円

【事業内容】

奨学基金寄附金を受け、奨学基金に積み立てる。

【補正の内訳】

奨学基金積立金 1,000千円

(3) 繰越明許費の補正

令和3年度内に事業完了しない事業について繰越明許費を措置する。

・追加 1件 9,196千円